

十五 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十二号）

改正案	現行
<p>(行政庁の認可)</p> <p>第三条 信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当するときは、行政庁の認可を受けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業（同法第九条の九第五項の規定により行う同法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業を含む。）を行おうとするとき。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>十 (略)</p> <p>2 信用協同組合等は、前項第四号の事業については、その内容及び方法を定めて、同項の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 信用協同組合等は、第一項第五号の信託業務の種類及び方法を定めて</p>	<p>(行政庁の認可)</p> <p>第三条 信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当するときは、行政庁の認可を受けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業（同法第九条の九第五項の規定により行う同法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業を含む。）を行おうとするとき。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>2 信用協同組合等は、前項第三号の事業については、その内容及び方法を定めて、同項の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 信用協同組合等は、第一項第四号の信託業務の種類及び方法を定めて</p>

、同項の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

(信用協同組合等の子会社の定義)

第四条 次条から第四条の五まで、第五条の三及び第十二条第一項において「子会社」とは、信用協同組合等がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（以下「株式等」という。）を所有する会社をいう。この場合において、信用協同組合等及びその一若しくは二以上の子会社又は当該信用協同組合等の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該信用協同組合等の子会社とみなす。

2 前項の場合において、信用協同組合等又はその子会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該信用協同組合等又はその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他総理府令・大蔵省令で定める株式等含まないものとし、信託財産である株式等で、当該信用協同組合等又はその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（総理府令・大蔵省令で定める株式等を除く。）を含むものとする。

、同項の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

(信用協同組合連合会の証券会社等の株式の所有)

第四条 信用協同組合連合会は、証券会社（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項（定義）に規定する証券会社をいう。以下この条において同じ。）又は信託業務を営む銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義等）に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営むものをいう。以下この条において同じ。）の株式（議決権のあるものに限る。）以下この条において同じ。）については、行政庁の認可を受けて、その発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

2 前項の場合において、信用協同組合連合会が取得し、又は所有する株式には、当該信用協同組合連合会が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他総理府令・大蔵省令で定める株式等含まないものとし、信託財産である株式で、当該信用協同組合連合会が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

3 信用協同組合連合会は、第一項の規定により証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を取得し、又は所有しようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

(信用協同組合の子会社の範囲等)

第四条の二 信用協同組合は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 信用協同組合の行う事業に従属する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの(第八項において「従属業務」という。)を専ら営む会社であつて、主として当該信用協同組合の行う事業のためにその業務を営んでいる会社

二 中小企業等協同組合法第九条の八第一項第一号から第三号までに掲げる事業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるものを専ら営む会社

三 新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める会社(当該会社の株式等を、当該信用協同組合又はその子会社のうち前号に掲げる会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの(次条第七項において「特定子会社」という。))以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。(

四 前三号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的独占の禁止

4 信用協同組合連合会が第一項の規定による認可を受けて証券会社又は信託業務を営む銀行の同項に規定する株式を所有している場合には、当該信用協同組合連合会の理事は、当該証券会社又は信託業務を営む銀行の業務及び財産の状況を、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第三項（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）で総理府令・大蔵省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、信用協同組合又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により当該信用協同組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該信用協同組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 信用協同組合は、子会社対象会社のうち、第一項第二号又は第四号に掲げる会社（以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項若しくは第六十三条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第六条第一項（認可）の規定により事業若しくは営業の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、認可対象会社が、信用協同組合又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により当該信用協同組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該信用協同組合は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて行政庁の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなく

なるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、信用協同組合が、その子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

6 信用協同組合は、第三項の規定により認可対象会社を子会社としようとするとき、又は前項の規定によりその子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

7 信用協同組合が認可対象会社を子会社としている場合には、当該信用協同組合の理事は、当該認可対象会社の業務及び財産の状況を、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

8 第一項第一号の場合において、会社が主として信用協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が定める。

（信用協同組合等による株式の取得等の制限）

第四条の三 信用協同組合又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の株式等については、合算して、その基準株式数等（当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。）を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2 前項の規定は、信用協同組合又はその子会社が、担保権の実行その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により、国内の会社の株式等をその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該信用協同組合又はその子会社は、合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた部分の株式等については、当該信用協同組合があらかじめ行政庁の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は所有することとなつた日から一年を超えてこれを所有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、行政庁がする同項の承認の対象には、信用協同組合又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうち当該百分の五十を超える部分の株式等は含まれないものとし、行政庁が当該承認をするときは、信用協同組合又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 信用協同組合又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に所有することとなる国内の会社の株式等がその基準株式数等を超える場合であつても、同日以後、当該株式等をその基準株式数等を超えて所有することができる。ただし、行政庁は、信用協同組合又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて所有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはな

らない。

- 一 当該信用協同組合が中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項の認可を受けて事業又は営業の譲受けをしたとき（総理府令・大蔵省令で定める場合に限る。）その事業又は営業の譲受けをした日
- 二 中小企業等協同組合法第六十三条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項（認可）の認可を受けて当該信用協同組合が合併により設立されたとき。その設立された日
- 三 当該信用協同組合が中小企業等協同組合法第六十三条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項（認可）の認可を受けて合併をしたとき（当該信用協同組合が存続する場合に限る。）その合併をした日
- 5 行政庁は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に信用協同組合又はその子会社が合算してその基準株式数を超えて所有することとなる国内の会社の株式等のうちその基準株式数を超える部分の株式等を、同日から五年を経過する日までに行政庁が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。
- 6 信用協同組合又はその子会社が、国内の会社の株式等を合算してその基準株式数を超えて所有することとなつた場合には、その超える部分の数又は額の株式等は、当該信用協同組合が取得し、又は所有するものとみなす。
- 7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める会社の株式等の取得又は所有については、特定子会社は、信用協同組合の子会社に該当しないものとみなす。

8 第四条第二項の規定は、前各項の場合において信用協同組合又はその子会社を取得し、又は所有する株式等について準用する。

(信用協同組合連合会の子会社の範囲等)

第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。)(以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項(定義等)に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営むもの

二 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項(定義)に規定する証券会社のうち、証券業(同条第八項各号(定義)に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。以下同じ。)(のほか、同法第三十四条第一項各号(業務)に掲げる業務その他の総理府令・大蔵省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券専門会社」という。))

三 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項(定義)に規定する保険会社(以下「保険会社」という。))

四 従属業務を専ら営む会社であつて、主として当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社(主として当該信用協同組合連合会の一の子会社の営む業務のために従属業務を営んでいる会社(以下この号及び次条において「特定従属会社」という。))にあつては、当該特定従属会社の株式等を、



当該信用協同組合連合会又はその子会社（当該一の子会社（同条第二項第一号において「従属先子会社」という。）を除く。）が、合算して、基準株式数等（同条第一項に規定する基準株式数等をいう。第六号において同じ。）を超えて所有していないものに限る。）

五 金融関連業務を専ら営む会社（証券専門関連業務を営む会社（保険専門関連業務を営むものを除く。）にあつては当該会社の株式等を、当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、保険専門関連業務を営む会社（証券専門関連業務を営むものを除く。）にあつては当該会社の株式等を、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものにそれぞれ限るものとし、証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社にあつては、当該会社の株式等を、当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに限るものとする。）

六 新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める

会社（当該会社の株式等を、当該信用協同組合連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの（次条第二項第二号において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、基準株式数等を超えて所有していないものに限る。）

七 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 信用協同組合連合会の行う事業又は前項第一号から第三号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの

二 金融関連業務 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業、証券業又は保険業（保険業法第二条第一項（定義）に規定する保険業をいう。第四号において同じ。）に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの

四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの

五 証券子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社  
イ 証券専門会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社



(同項に規定する認可対象会社をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。)( )と、同条第六項中「第三項」とあるのは「第四条の四第三項」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

6 第一項第四号又は第三項の場合において、会社が主として信用協同組合連合会が行う事業若しくはその子会社の営む業務、信用協同組合連合会の一の子会社の営む業務又は信用協同組合連合会が行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が定める。

(信用協同組合連合会等による株式の取得等の制限)

第四条の五 信用協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号から第三号までに掲げる会社、同項第四号に掲げる会社(特定従属会社を除く。))並びに同項第五号及び第七号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。)( )の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。)( )を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2 前項の場合及び次項において準用する第四条の三第二項から第六項までの場合において、次の各号に掲げる会社の株式等の取得又は所有については、当該各号に定める会社は、信用協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

一 特定従属会社 従属先子会社

二 新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める会社 特定子会社

3 第四条の三第二項から第六項まで及び第八項の規定は、信用協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条の五第一項」と、「国内の会社の株式等をその基準株式数等」とあるのは「国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。次項から第六項までにおいて同じ。）の株式等をその基準株式数等（同条第一項に規定する基準株式数をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）」と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは「第四条の五第一項の規定」と、「中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項の認可を受けて事業又は」とあるのは「次条第三項又は中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項の認可を受けて次条第三項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は事業若しくは」と、「その事業又は」とあるのは「その子会社とした日又はその事業若しくは」と、「中小企業等協同組合法第六十二条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項（認可）」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十二条第三項」と、同条第八項中「前各項」とあるのは「第二項から第六項まで並びに第四条の五第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

（役員等の兼職の禁止）

第五条の二 信用協同組合等を代表する理事及び信用協同組合等の常務に従事する役員は中小企業等協同組合法第三十七条第二項の規定に定める

（役員等の兼職の禁止）

第五条の二 （略）

ところによるほか、信用協同組合等の参事は同法第四十四条第二項において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第四十一条第一項の規定にかかわらず、他の信用協同組合等若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

2 行政庁は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該信用協同組合等の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

（監事の員数等）

第五条の三 次の各号に掲げる信用協同組合等にあつては、中小企業等協同組合法第三十五条第二項の規定にかかわらず、監事の定数は二人以上とし、かつ、その監事のうち一人以上は、当該各号に定める者以外の者であつて、その就任の前五年間当該信用協同組合等又はその子会社の理事若しくは取締役又は使用人でなかつたものでなければならぬ。

一・二（略）

（監事の員数等）

第五条の三 次の各号に掲げる信用協同組合等にあつては、中小企業等協同組合法第三十五条第二項の規定にかかわらず、監事の定数は二人以上とし、かつ、その監事のうち一人以上は、当該各号に定める者以外の者であつて、その就任の前五年間当該信用協同組合等又はその子会社（信用協同組合等が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。）の理事若しくは取締役又は使用人でなかつたものでなければならぬ。

一・二（略）

2 信用協同組合等及びその子会社又は当該信用協同組合等の子会社が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社又は有限会社は、前項の規定の適用については、当該信用協同組合等

の子会社とみなす。

(特定信用協同組合等の監査)

第五条の五 (略)

2) 9 (略)

10 第一項の会計監査人については、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。第十二条において「商法特例法」という。)第三条第一項から第三項まで(会計監査人の選任)、第四条から第十一条まで(会計監査人の資格、権限等)及び第十七条(定時総会における会計監査人の意見陳述)の規定を、特定信用協同組合等の理事については、同法第十六条第一項(定時総会における貸借対照表及び損益計算書の取扱い等)の規定を、特定信用協同組合等については、同法第十八条第二項(常勤監査役)の規定を準用する。この場合において、同法第三条第二項(同法第五条の二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。)(中「監査役会」とあるのは「監事の過半数」と、同法第三条第三項前段(同法第五条の二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。)(中「監査役会は、その決議」とあるのは「監事は、その過半数の同意」と、同法第四条第二項(同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。)(中「第二条」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五第一項」と、「商法第二百一十一條ノ二に規定する子会社」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の三第一項に規定する子会社」(同条第二項の規定により子会社とみなされる株式会社又は有限会社を含む。))と、

(特定信用協同組合等の監査)

第五条の五 (略)

2) 9 (略)

10 第一項の会計監査人については、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。第十二条において「商法特例法」という。)第三条第一項から第三項まで(会計監査人の選任)、第四条から第十一条まで(会計監査人の資格、権限等)及び第十七条(定時総会における会計監査人の意見陳述)の規定を、特定信用協同組合等の理事については、同法第十六条第一項(定時総会における貸借対照表及び損益計算書の取扱い等)の規定を、特定信用協同組合等については、同法第十八条第二項(常勤監査役)の規定を準用する。この場合において、同法第三条第二項(同法第五条の二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。)(中「監査役会」とあるのは「監事の過半数」と、同法第三条第三項前段(同法第五条の二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。)(中「監査役会は、その決議」とあるのは「監事は、その過半数の同意」と、同法第四条第二項(同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。)(中「第二条」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五第一項」と、「商法第二百一十一條ノ二に規定する子会社」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の三に規定する子会社」と、同法第六条の二第一項(同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。)(中「監

査役会の決議」とあるのは「監事の全員の同意」と、同法第六条の二第二項（同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。）中「監査役会が選任した監査役」とあるのは「監事」と、同法第六条の四第一項中「監査役会は、その決議」とあるのは「監事は、その過半数の同意」と、同法第八条第一項中「監査役会」とあるのは「監事」と、同法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五第四項」と、同法第十七条第一項中「第二條」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五第一項」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監事」と、同法第十六条第一項中「第十三条第二項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五第五項」と、「商法」とあるのは「同法第五条の四第六項において準用する商法」と、「監査役会」とあるのは「各監事」と、「記載（各監査役の意見の付記を含む。）」とあるのは「記載」と、「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五第十二項の規定により読み替えて適用する同法第五条の四第七項」と、「同法第二百八十一条第一号及び第二号に掲げる書類」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と読み替えるものとする。

11・12 （略）

（銀行法の準用）

第六条 銀行法第十二条の二から第十六条まで（預金者等に対する情報の

同法第六条の二第一項（同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。）中「監査役会の決議」とあるのは「監事の全員の同意」と、同法第六条の二第二項（同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。）中「監査役会が選任した監査役」とあるのは「監事」と、同法第六条の四第一項中「監査役会は、その決議」とあるのは「監事は、その過半数の同意」と、同法第八条第一項中「監査役会」とあるのは「監事」と、同法第十条中「第十三条第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五第四項」と、同法第十七条第一項中「第二條」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五第一項」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監事」と、同法第十六条第一項中「第十三条第二項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五第五項」と、「商法」とあるのは「同法第五条の四第六項において準用する商法」と、「監査役会」とあるのは「各監事」と、「記載（各監査役の意見の付記を含む。）」とあるのは「記載」と、「同法第二百八十三条第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五第十二項の規定により読み替えて適用する同法第五条の四第七項」と、「同法第二百八十一条第一号及び第二号に掲げる書類」とあるのは「貸借対照表及び損益計算書」と読み替えるものとする。

11・12 （略）

（銀行法の準用）

第六条 銀行法第十四条から第十六条まで（取締役に対する信用の供与、



提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、取締役に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十八条（利益準備金の積立て）、第十九条（業務報告書等）、第二十一条（同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。）（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第四章（第二十九条を除く。）（監督）、第三十四条から第三十六条まで（営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第三号及び第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十条（免許の取消しによる解散）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号及び第二号（内閣総理大臣の告示）並びに第五十七条の四（大蔵大臣への資料提出等）の規定は信用協同組合等について準用する。

2 前項の場合において、銀行法の規定（同法第十四条の二及び第五十七条の四第一項の規定を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第十九条第一項及び第二項中「中間業務報告書及び業務報告書」とあるのは「業務報告書」と、同法第二十七条、第二十八条及び第三十七条第三項中「第四条第一項の免許を取り消す」とあるのは「解散を命ずる」と、同法第四十条中「第四条第一項の内閣総理大臣の免許を取り消された」とあるのは「解散を命ぜられた」と、同法第四十四条中「第四条第一項の内閣総理大臣の免許の取消し」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条

経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十八条（利益準備金の積立て）、第十九条（業務報告書等）、第二十一条（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）、第四章（第二十九条を除く。）（監督）、第三十四条から第三十六条まで（営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第三号及び第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十条（免許の取消しによる解散）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号及び第二号（内閣総理大臣の告示）並びに第五十七条の四（大蔵大臣への資料提出等）の規定は信用協同組合等について、同法第十三条第一項、第三項及び第五項（同一人に対する信用の供与）の規定は信用協同組合について、同条及び同法第十三条の二（特定関係者との間の取引等）の規定は信用協同組合連合会についてそれぞれ準用する。

2 前項の場合において、銀行法の規定（同法第十四条の二及び第五十七条の四第一項の規定を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第十九条中「中間業務報告書及び業務報告書」とあるのは「業務報告書」と、同法第二十七条、第二十八条及び第三十七条第三項中「第四条第一項の免許を取り消す」とあるのは「解散を命ずる」と、同法第四十条中「第四条第一項の内閣総理大臣の免許を取り消された」とあるのは「解散を命ぜられた」と、同法第四十四条中「第四条第一項の内閣総理大臣の免許の取消し」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準

第一項において準用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定による解散命令」と、同法第五十六条第二号中「第四条第一項の免許を取り消した」とあるのは「解散を命じた」と、同法第五十七条の四第二項中「銀行その他の関係者」とあるのは「都道府県の区域を越える区域を地区とする信用協同組合等（協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項（出資の金額）に規定する信用協同組合等をいう。）その他の関係者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（商法等の準用）

第六条の二 信用協同組合等の理事及び監事については、商法第二百五十条ノ二（取締役の欠格事由）及び第二百五十六条第三項（任期の伸長）の規定を、信用協同組合等の理事については、同法第二百六十九条（取締役の報酬）の規定を、信用協同組合等の監事については、同法第二百六十条ノ三（監査役の取締役会出席権等）、第二百七十四条から第二百七十五条ノ四まで（監査役の権限、義務等）、第二百七十九条（監査役の報酬）及び第二百七十九条ノ二（監査費用）の規定を、信用協同組合等の創立総会及び総会については、同法第二百三十七条ノ三（取締役等の説明義務）の規定を準用する。この場合において、同法第二百五十条ノ二第三号中「本法」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律、中小企業等協同組合法、本法」と、同法第二百五十六条第三項中「前二項」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十六条」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社（協同組合による

用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定による解散命令」と、同法第五十六条第二号中「第四条第一項の免許を取り消した」とあるのは「解散を命じた」と、同法第五十七条の四第二項中「銀行その他の関係者」とあるのは「都道府県の区域を越える区域を地区とする信用協同組合等（協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項（出資の金額）に規定する信用協同組合等をいう。）その他の関係者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（商法等の準用）

第六条の二 信用協同組合等の理事及び監事については、商法第二百五十条ノ二（取締役の欠格事由）及び第二百五十六条第三項（任期の伸長）の規定を、信用協同組合等の理事については、同法第二百六十九条（取締役の報酬）の規定を、信用協同組合等の監事については、同法第二百六十条ノ三（監査役の取締役会出席権等）、第二百七十四条から第二百七十五条ノ四まで（監査役の権限、義務等）、第二百七十九条（監査役の報酬）及び第二百七十九条ノ二（監査費用）の規定を、信用協同組合等の創立総会及び総会については、同法第二百三十七条ノ三（取締役等の説明義務）の規定を準用する。この場合において、同法第二百五十条ノ二第三号中「本法」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律、中小企業等協同組合法、本法」と、同法第二百五十六条第三項中「前二項」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十六条」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは「子会社（協同組合による

金融事業に関する法律第五条の三二規定スル子会社」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七条第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第四十二条ニ於テ理事ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 信用協同組合等の帳簿その他の書類については、商法第三十二条から第三十六条まで（商業帳簿）の規定を、信用協同組合等の計算については、同法第二百八十五条（資産評価に関する特則）、第二百八十五条ノ二（流動資産の評価）、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで（金銭債権等の評価、費用の繰延べ等）及び第二百八十七条ノ二（引当金）の規定を準用する。この場合において、同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社（協同組合による金融事業に関する法律第五条の三二規定スル子会社）」と、同法第二百八十六条中「第六十八号第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第二条ニ規定スル信用協同組合等ノ負担ニ帰スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と読み替えるものとする。

4 (略)

金融事業に関する法律第五条の三第一項ニ規定スル子会社（同条第二項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム）」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七条第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第四十二条ニ於テ理事ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 信用協同組合等の帳簿その他の書類については、商法第三十二条から第三十六条まで（商業帳簿）の規定を、信用協同組合等の計算については、同法第二百八十五条（資産評価に関する特則）、第二百八十五条ノ二（流動資産の評価）、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで（金銭債権等の評価、費用の繰延べ等）及び第二百八十七条ノ二（引当金）の規定を準用する。この場合において、同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社（協同組合による金融事業に関する法律第五条の三第一項ニ規定スル子会社（同条第二項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム）」と、同法第二百八十六条中「第六十八号第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第二条ニ規定スル信用協同組合等ノ負担ニ帰スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と読み替えるものとする。

4 (略)

第十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第十九条の規定による業務報告書の提出をせず、又は当該業務報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類の提出をした者

一の二 銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定に違反して、同条第

一項に規定する説明書類若しくは同条第二項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

二 五 (略)

第十二条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした信用協同組合等の役員、参事、代理店(代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員その他の法人の代表者)若しくは清算人又は第五条の五第一項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第三条第一項の規定による認可を受けないで同項第一号又は第七号から第十号までに規定する行為をしたとき。

二 第四条の二第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第四条の三第一項に規定する国内の会社を除く。)を子会社としたとき、又は第四条の四第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第四条の五第一項に規定する国内の

第十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第十九条の規定による業務報告書の提出をせず、又は当該業務報告書に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をしてその書類の提出をした者

二 五 (略)

第十二条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした信用協同組合等の役員、参事、代理店(代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員その他の法人の代表者)若しくは清算人又は第五条の五第一項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第三条第一項の規定による認可を受けないで同項第一号又は第六号から第九号までに規定する行為をしたとき。

二 第四条第一項の認可を受けないで同項に規定する株式を取得し、又は所有したとき。

会社を除く。)を子会社としたとき。

二の二 第四条の二第三項の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第五項において準用する同条第三項の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する認可対象会社に限る。)に該当する子会社としたとき。

二の三 第四条の三第一項若しくは第二項ただし書(第四条の五第三項において準用する場合を含む。)又は第四条の五第一項の規定に違反したとき。

二の四 第四条の三第三項又は第五項(これらの規定を第四条の五第三項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反したとき。

二の五 第四条の四第三項の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第四項において準用する同条第三項の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する認可対象会社に限る。)に該当する子会社としたとき。

三 第五条の二第一項の規定に違反したとき。

四 第五条の三の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

五 十四 (略)

十五 第七条の三第一項の規定により付した条件(第三条第一項第八号から第十号まで、第四条の二第三項(同条第五項において準用する場

三 第五条の二の規定に違反したとき。

四 第五条の三第一項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

五 十四 (略)

十五 第七条の三第一項の規定により付した条件(第三条第一項第七号から第九号まで若しくは第四条第一項の規定又は銀行法第三十七条第

合を含む。(若しくは第四条の四第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)(の規定又は銀行法第三十七条第一項第三号の規定による認可に係るものに限る。)(に違反したとき。

十六〜十八 (略)

2 (略)

一 項第三号の規定による認可に係るものに限る。(に違反したとき。

十六〜十八 (略)

2 (略)